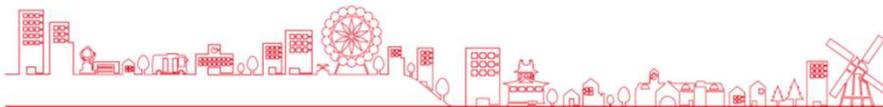


資料1-1

# 議題1【水道事業】

## 適正な水道料金のあり方について

- 1 答申案の確認
- 2 答申



# 1 答申案の確認

【ご意見】 水道料金改定の日付を限定しないほうが良いと考えます。



【事務局修正】 1 答申事項の「(1)水道料金」の項目から「令和8年4月1日に、」を削り、「(1)水道料金」と「(2)料金算定期間」の項目を入れ替えました。

頁	新	旧
2	<p>1 答申事項</p> <p><b>(1) 料金算定期間</b></p> <p>令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とする。</p> <p><b>(2) 水道料金</b></p> <p>平均改定率15%の改定が必要である。 基本料金は水道メーター口径に関わらず一律15%、水量料金は水量区分に関わらず一律15円の定額改定が望ましい。 給水の用途別の料金設定について、公衆浴場用は廃止することが妥当である。</p>	<p>1 答申事項</p> <p><b>(1) 水道料金</b></p> <p><b>令和8年4月1日に、</b>平均改定率15%の改定が必要である。 基本料金は水道メーター口径に関わらず一律15%、水量料金は水量区分に関わらず一律15円の定額改定が望ましい。 給水の用途別の料金設定について、公衆浴場用は廃止することが妥当である。</p> <p><b>(2) 料金算定期間</b></p> <p>令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とする。</p>

2



# 1 答申案の確認

【ご意見】 料金表に令和8年度から令和11年度までと記載しないほうが良いと考えます。



【事務局修正】 1 答申事項の「(3) 料金表」に記載の年度を削除しました。

頁	新	旧
2	(3) 料金表	(3) 料金表【令和8年度から 令和11年度まで】



# 1 答申案の確認

【ご意見】 上下水道一体での対応を今後進めていく意思表示を入れたほうが良いと考えます。



【事務局修正】 3 附帯意見「(1) 経営戦略の改定」に意見を追加しました。

頁	新	旧
4	<p>3 附帯意見 (1) 経営戦略の改定 現行経営戦略は令和5年度に改定されたものであるが、能登半島地震を契機に耐震工事等の計画見直し、県営水道料金の連続的な値上げ等、安城市の水道事業の今後の見直しを見直す重要な変化があったことから、その収支計画等の見直しを行うべきである。<b><u>また、今後は、国が進める上下水道一体の取組を検討していただきたい。</u></b></p>	<p>3 附帯意見 (1) 経営戦略の改定 現行経営戦略は令和5年度に改定されたものであるが、能登半島地震を契機に耐震工事等の計画見直し、県営水道料金の連続的な値上げ等、安城市の水道事業の今後の見直しを見直す重要な変化があったことから、その収支計画等の見直しを行うべきである。</p>



# 1 答申案の確認

【ご意見】 次世代を担う方に対して身近にある水道の情報を与える機会を提供してほしいと考えます。



【事務局修正】 3 附帯意見「(4) 料金改定に関する使用者への十分な説明」に意見を追加しました。

頁	新	旧
4	<p>(4) 料金改定に関する使用者への十分な説明</p> <p>今回水道料金の改定が必要となった経緯、更には今回検討した料金算定期間以後の見通しについても、適時に、分かりやすく使用者に周知すべきである。<b>また、将来を担う世代にも身近な水道に関心をもつていただくための説明は今後も引き続き行うべきである。加えて、</b>料金改定が必要となった背景については、県営水道料金の値上げや物価上昇等だけではなく、災害時においても安定的に水を使用者に供給するための投資に係る費用を賄うという側面もあるため、料金負担という形で使用者に支えられることによって、安城市の水道がより安定的なものになるという前向きなメッセージを発信していただきたい。</p>	<p>(4) 料金改定に関する使用者への十分な説明</p> <p>今回水道料金の改定が必要となった経緯、更には今回検討した料金算定期間以後の見通しについても、適時に、分かりやすく使用者に周知すべきである。<b>また、</b>料金改定が必要となった背景については、県営水道料金の値上げや物価上昇等だけではなく、災害時においても安定的に水を使用者に供給するための投資に係る費用を賄うという側面もあるため、料金負担という形で使用者に支えられることによって、安城市の水道がより安定的なものになるという前向きなメッセージを発信していただきたい。</p>

5



# 議題1【水道事業】

## 適正な水道料金のあり方について

1 答申案の確認

2 答申

